

令和2年12月7日 総務文教委員会 議事録  
9時59分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 西村 一啓

副委員長 山崎 年一

委員 小中 真樹雄、小田上 尚典、網谷 芳孝、児玉 朋也、寺岡 公章

議長 細川 雅子

○欠席委員 (1人)

委員 山本 孝三

○西村委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開催いたします。

なお、山本委員より本日欠席の届けが出ておりますので、よろしく願いいたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○西村委員長 議事に入る前に委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会では質疑につきましては、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願い申し上げますとともに、再質問の必要がないよう簡明なる御答弁をあわせてお願いを申し上げます。

答弁をされる場合は委員長が職名を指名いたします。職名の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから御答弁をいただきたいと思います。

発言をされる際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第93号指定金融機関の指定更新についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いをいたします。

総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございませんで、よろしく願いいたします。

○西村委員長 これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代をいたしますので、しばらくお待ちください。

[説明員交代]

○西村委員長 続きまして、日程第2、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いをいたします。

教育長。

○小西教育長 おはようございます。特に補足説明のほうはございませんので、よろしくお願いをいたします。

○西村委員長 それでは、本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

小中委員。

○小中委員 私は、勤労青少年ホームの廃止の理由は何かという発言通告書を出してはいたんですけども、それは本会議で説明されたので、その理由については分かりましたけれども、教育委員会としては勤労青少年ホームの意義というのは、どのように捉えられていたのでしょうか。

それともう一つ、勤労青少年ホームの廃止というのは、近隣市町及び県内の各市町でそういう趨勢にあるのでしょうか。分かりましたら結構ですので、お答えいただければと思います。

○西村委員長 はい、課長。

○三井生涯学習課長 おはようございます。

もともと勤労青少年ホームは、国の勤労青少年福祉法という法律に基づいて設置されているもので、この法律自体の目的が、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等、こういったことを計画的に推進するということが目的でございました。

本教育委員会としましては、こういった業務について市長部局から事務委任を受けておりました。総合市民会館の3階で管理運営を行っていたところでございますが、やはり時代背景の中で、こういった勤労青少年ホームの会員の利用者数というのは著しく減少いた

しまして、現在、勤労青少年ホームの3階で活動をしているサークルも、もう既にないような状況でございます。

ただ、実際には勤労青少年ホームの会員以外の方、勤労青少年ホームの会員というのは15歳から30歳未満の在住、在勤者という形になっておりますが、それ以外の方が年間約1万人ぐらい利用している状況で、既に生涯学習活動等を利用して、公民館的な利用がされているような状況でございます。

また、他の市町の状況も聞かれたと思うんですが、県内市町見てみますと、平成27年度に三原市が勤労青少年ホームを廃止されまして、平成28年度に福山市、平成29年度に竹原市、平成30年に尾道市因島の勤労青少年ホームが廃止されておまして、現在、残っている勤労青少年ホームにつきましては、大竹市以外としましては広島市、府中市、尾道市の3市のみという形になっております。

教育委員会としましては、時代背景の中で先ほど申しました目的も含めて、この勤労青少年ホームの活動のための施設自体を設置することの、役割は終えたと判断しております。

以上です。

○小中委員 ありがとうございます。了解しました。

○西村委員長 他に、質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 お願いします。

質疑の前に、昨日総合市民会館に行かせてもらったら、ロビーでクリスマス風のデコレーションとBGMが流れていて、最近の少し古いJポップのようなものが流れていていい雰囲気かなと思いました。

これまでの、いかにも公共施設というようなものから脱却されようかなという、そういった気概を感じました。そこは、まずはいい取り組みをされているなと思いますので、引き続きお願いします。

勤労青少年ホームなんですけども、実態とか社会背景、社会状況、これに合わせるのはいいと思いますし、2年前か3年前にもたしか教育会か何かで御説明をいただいたと記憶しています。形が変わっていくのだなという思いは持っておりましたが。

じゃあ、これまで市のほうが取り組んでこられたこの施策そのものが、何か効果、成果というのがどうだったのかという総括を聞かせていただきたいのと、あとこのたび実態といいますか、この条例が変わる、公民館になるというので、国のほうから法律の改正、法律の名前が変わったり方針も新たに出たりしているんですけども、特に参考になるべき青少年雇用対策基本方針、これを見るとどうも大都市向けの方針かなと感じていますが、大竹市としてどういう方針の中で、数多くうたっている支援というのが具体的にできていきますかね。今後どうなっていくのかというあたりを、展望を聞かせておいていただきたいんですが、2点お願いします。

○西村委員長 三井課長。

○三井生涯学習課長 はい。効果、成果というところでございます。

先ほども申しましたとおり、かつてはやはり勤労青少年ホーム、青少年の交流の場であ

るとか拠点としてしっかり利用させていただきました。また、この時代に携わっていた方、また、支えてこられた方からしますと、今回の条例改正で名称がなくなるというところで、寂しい思いであるとか残念であるというところを、感じるところもあるのかとも思います。

しかしながら、やはりかつての若者の交流の仕方とは少しずつ時代とともに変化して、スマートフォンの普及とかSNS等の普及といったことで、現在では情報のツールとか交流のツールも多様化して、大きく変化してきたのだと思います。

そういう中で、生涯学習課としてもできるだけ会員を増やしたいという思いもあったんですが、残念ながらなかなか会員も増えずというところで、成果、効果というところは残念ながら得られていないところが正直なところだと思います。

本来であれば、雇用政策としてそこが展開され、先ほど目的を申しましたが、職業の訓練であるとか就職相談であるとかそういうところが主流なんだと思うんですが、そういったところもなかなかその場でできてはいない、どちらかというところと交流の場であったというところがございます。

今後でございますが、総合市民会館3階の勤労青少年ホームというのはなくなりますが、機能はそのまま引き継ぎます。中央公民館となりますので、今後そういった施策を必要に応じて行おうと思えば、その機能を生かしてしっかりと展開はできると思っております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

機能を引き継ぐという話がありましたが、法律の趣旨自体も変わっていますので、そのまま引き継ぐわけにもいかないと思いますから、新しい取り組みをどういうふうにされていくのかなというところを伺いたかったんですけど、また何か追加があれば伺いたいと思います。

ただ、今度は教育委員会に事務委任か事務移管か分かりませんが、市のほうから言われてやれとったのが、どういうふうに青少年の雇用の促進等に関する法律を果たしていくのかというところもあわせて聞かせてください。

この法律と基本方針は厚生労働省から出ているんですが、先ほど私なりの見方で大都市向けでできるかな、やるものかなという中身だったと思います。でも、いろいろな対象者に対する支援をなさいという言葉が、すごくいっぱいあるんですよね。これ、大竹市くらいの小規模な自治体で何ができるのかというところを聞かせてください。これ、できなかった場合に、逆に国とか県は何か助けてくれるんでしょうかね。

もう2回目なんですけど、お願いします。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 産業振興課長前田です。

青少年の雇用対策基本方針、こちらでは青少年の職業生活の動向に関する事項、2点目に、青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項、3点目に、そのほか青少年の福祉の増進を図るため

に講じようとする施策の基本となるべき事項というものが規定されております。

国と地方公共団体は相互に連携を図りつつ、求人に関する情報の収集及び提供、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされておりますが、本市としましては、今後も国や県、あと広域で連携しています広域都市圏等の事業と引き続き連携して、市としては周知やそれに付随した事項の取り組みを検討していきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 はい、寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

市で何かできるというわけじゃないかもしれませんが、広域的にと考えると、どこの町も若者の就業支援というのは苦慮されていると思います。

さっきから都市向けのものじゃないかと付け加えていたのは、要はそこから人口の流出というのが行われるんじゃないかな、進んでいくんじゃないかなという心配からなんですよ。要は広島市だったら支援ということに対して大きなことができると思うんです。広島市で働いてくださいというのが。そしたら、通勤圏である大竹市から通勤していったときに、家庭を持っていない若者たちは広島市に住んだほうが都合がいいんですよ。そういったのを、やっぱり大竹市でも何かやっていかないと、人口流出にもつながるでしょうし、先ほど生涯学習課長の御答弁の中にあつた、交流の場として意義があつたというお話もありましたが、要は男女の出会いの場にもなりつつあつたと。成人してからの人との交流の中で、対人関係を結んだりコミュニケーション能力が重なったりしていった、そういったよい機能があつたと思うんですけれどもね。

何か大竹市のほうで、勤労青少年ホームそのものは本来の役割とはまた変わってきていると思いますけど、じゃあそれをなくしました、何か別のことを大竹市独自でやらないと、先ほどのようなことが起こってくるんじゃないかと思いました。

氷河期世代、私はもろその世代なんですけども、そういったものがまた生まれてきたりすると、個人の収入、要は不安定な生活ということになると、ダイレクトに婚姻ということにもつながってくると思いますし、すると婚姻が少なくなるとまた少子化という悪い循環といえますか、そういうことをすごく心配してしまうんです。

国勢調査の少し前のデータで、35歳以上で初婚できる人たちって2%から3%っていうデータが出てるらしいじゃないですか。これに例えば、この青少年の雇用というところを今のうちからでも遅いぐらいで、市独自でも何か力を入れていかないと悲惨なことになるんじゃないかなと思います。

これは生涯学習課でも、勤労青少年ホームは廃止して公民館になったとしても何か働き方はできると思いますし、今日この場におられるかは分かりませんが、学校もこの方針の中に在学段階から職業意識等の醸成、キャリア教育の推進ということで方針にはうたってあるわけですよ。やっぱりいろんなところが協力し合って、これからの大竹市を支えてくださる皆さん方を育てていかなければならないと思うんですけれども、勤労青少年ホームのもともとの在り方以外で、何かぜひ今後考えていただきたいんですけれども、全体的なことで何か感想をいただけたらと思うんですが。

○西村委員長 はい、総務部長。

○中村総務部長 今もやっているのが職業体験とかそういった部分で、地元の企業も仕事の内容を知ってもらうということだと思わんですけれども、そういった分で理解を深めていただいて、こういうところで僕も働いてみたいとか、そういう意識を醸成していくということが大事なんではないかなと思います。

市としては、そういった企業の協力を得て、体験できる場を設けていただくことが重要になってくると考えております。

以上です。

○西村委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔説明員交代〕

○西村委員長 それでは、続きまして日程第3、議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いをいたします。

消防長。

○佐伯消防長 それでは、補足資料を2種類用意しております。

一つは条例の新旧対照表なんですけど、もう1種類A4縦長の資料を用意しておりますので、これについて担当のほうから御説明をさせていただきます。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○澄川消防署副署長兼第1小隊長 消防署副署長の澄川です。

では、議案第91号補足資料の説明をさせていただきます。

まず、改正の概要ですけれども、急速充電設備というものが全出力20キロワットから50キロワットまででしたのを、20キロワットから200キロワットまでに拡大するというところで

ございます。

これまでは、50キロワットを超えますと急速充電設備ではなく、変電設備というふうに捉えられておりました。ですが、電気自動車を長時間、長距離走行できるようにバッテリーの物自体を大きくせずに、容量のみ増大する技術が開発されております。そのことで、急速充電設備本体も100キロワットや150キロワットの設備が開発されてきております。

しかしながら、このままの条例ですと50キロワットを超えると変電設備という取り扱いになってきます。変電設備の規制では、自動車の充電を行うことが想定をされておりました。よって、その不都合が生じているため、今回全出力200キロワットまでを拡大するとともに、火災予防上必要な規定を新規に設けて、安全対策をより一層安全になるよう設けたものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○西村委員長 それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

網谷委員。

○網谷委員 おはようございます。

私は、電気自動車の運転経験がないんですが、教えてください。

今回、説明がありました20キロワットから200キロワットのほうで、バッテリーは蓄電池はそのまま充電できるというふうな技術が開発されておるということで、それはすごいなと思うんですが、それで今回、これから電気自動車はかなり増えると思います。2、3日前の新聞でも、地球温暖化のために世界的な規模で2030年の半ばには、ガソリン車はもう販売しないというのが大きく出ておりましたが、それも2030年半ばというたら十数年ということなんで、どんどん電気自動車に変わっていくと思います。

そのようなことで、現在使われている方はそんなに多くはないと思いますが、今あるほとんどがお家で充電されておるということでよろしいんですかね。

それで、今20キロワットから200キロワットということで、設備はこのままで使ってよろしいということでもよろしいんですかね。別に設備を変えなくても、今は20キロワットで家庭用が今どの程度のもので設備されておるのかよく分からんですが、その機器、その設備で200キロワットまでの使用ができるということでもよろしいんですかね。条例だけが変わるということで、設備そのものは変えなくてもいいんですかね。そここのところをお願いします。

○西村委員長 澄川副署長。

○澄川消防署副署長兼第1小隊長 普通一般的ですと、御家庭では急速充電設備とは違って普通充電設備になります。一般家庭用の200ボルトの電源を設置して、そこに車と接合して、普通充電ですと大体約4時間から8時間ぐらいかかります。急速充電設備ですと、従来では30分から1時間で80%が賅えたんですけども、今回その100キロワットの急速充電設備であるとか150キロワットの急速充電設備が普及されると、充電時間が約3分の1短縮になります。ですから、自動車自体のバッテリーには何ら影響はなく、そのまま急速充電設備は使用できる形態になっております。

以上でございます。

○網谷委員 設備はそのままでもいいの。

○澄川消防署副署長兼第1小隊長 今、大竹市のいろんなディーラーのお店にも急速充電設備というのがあるんですけども、設備自体はまた取り替えるようになります。車は全くそのまま問題はありません。

以上です。

○西村委員長 はい。網谷委員。

○網谷委員 今、設備を取り替える、これがまた持っている方は出費が要りますよね。聞いてみたら十数万円ということを知ったんですが、車は購入時点は何かディーラーがその車の代金に含まれるかどうか知らんが、今の家庭の充電器はもってくれるようにみとるんですが、今回使っているんですから、また、今度ディーラーが見てくれるわけにはいかんですよ。常識的に思うんですが、そういう場合は個人的に出さないといけないのですかね。ディーラーで見れば一番いいんですがね。そこだけ。

○澄川消防署副署長兼第1小隊長 急速充電設備本体は、個人で購入するものではないんです。急速充電設備、今ある50キロワットまでのをもし購入、設置するとすると、費用が大体300万円から1,500万円までになります。ですから、これを個人が購入するのではなく、各ディーラーとか商業施設や、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等に国が設置したり、ディーラーが買って設置したり、顧客のために設置していくものでありますので、各個人の購入はもし電気自動車を購入したら、普通の標準装備で普通充電用のケーブルはついてきますので、あと、家庭の屋外コンセントを設置したり、それを200ボルトに替えたりするという費用だけがかかるものですから、急速充電設備を個人が購入するというものではございません。

以上です。

○西村委員長 網谷委員、3回目です。

○網谷委員 よく分からんのですが、確かに今の急速充電設備ですか、200万円、300万円でいいよったら、高速道路とかディーラーのお店のほうに置いておるのはよう分かるんですが、今あるお家でされている方ですよ、各家庭で。そこで今普通どおりに、今までどおりにできるということで解釈でよろしいですか。ありがとうございます。

それともう一点、今の電気自動車を購入する場合、今は普及が少ないから補助が出るとのことなんですけど、どのくらいの補助が出ておるんですか。それは市のほうでは補助をしていないということか。それかディーラーの方が国のほうに手続きしてくれるんかよく分かりませんが、分かる範囲でいいんですがね。補助があるんでしたら、どのくらいの割合があるのか教えてもらいたい。分からなかったらいいです。

考えとるということは、市ではそういう手続はしていないということですかね。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○伊崎消防本部消防課長兼予防係長事務取扱 消防課長の伊崎と申します。

すみません、消防の関係ではそういった補助というものは該当がないと把握しております。ほかのもので該当があるのかどうか、それも把握しておりません。



以上です。

○網谷委員 ありがとうございます。

○西村委員長 他に、質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 おはようございます。

僕自身は、時代に逆行した買い物をしてしまいまして、ハイブリッド車からガソリン車に買い換えるということをしていて、2030年度半ばにガソリン車の新車販売ゼロということで、いろいろ先ほど先輩議員からも話がありましたが、そうなんだなと思ってます。

この条例の改正自体は個人の方云々じゃなくて、事業者とか公共施設だったりとか、大型商業施設だったりとかに設置する充電器の条例改正ということで解釈していいのかなと思うんですが、今この条例が改正されるというのは、多分先んじて改正して後から技術がついてくるだろうという流れなのかなと思うんですけど、現状で大竹市内の50キロワット以下だとは思いますが、急速充電設備が、大体でいいですけどどこに、何個あるか教えてください。

○西村委員長 澄川副署長。

○澄川消防署副署長兼第1小隊長 現在、50キロワット以下ですけども、急速充電設備が設置されているところは、港町の日産プリンス、それと西栄のトヨタカローラ、同じく西栄の広島トヨペット、立戸の広島トヨタ、各ディーラー4店舗でございます。

以上です。

○西村委員長 はい、小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

ハイブリッド車、プラグインハイブリッドなり電気自動車なりを売っているところが、そういう設備を置いているということは分かるんですが、少し残念な気がするのが、今、本庁舎耐震改修工事が終わって車椅子、身体障害者用の駐車場とかができたじゃないですか。あれ、急速充電設備がないなというので、公共施設にまだ急速充電設備がないというところで、せっかくこの条例をきっかけにお話が聞けるなというところもあって、今後、公共施設に急速充電設備を設置する予定だったりとか、設置したいなと思っている場所があったら教えてください。

○西村委員長 はい、柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今の市の本庁舎耐震改修工事の話が出ましたので、市庁舎ということで公共施設全般には全体的な方針が必要かと思います。ただ、今回の市の庁舎については、来庁者の需要がどれほどあるかということもありますし、先ほどもお話に出ましたけれども非常に高額な設備ということもありますので、現在のところ必要性であるといったものは感じておりません。

これも先ほどお話にありましたけれども、新聞報道で2030年代半ばにガソリン車の新車はゼロというようなこともありますので、恐らく民間が必ず手を出してくる分野だろうと思います。そこを先んじて公共施設にどうかというのは、なかなか判断が難しいところがありますので、しばらくは民間の動きなど様子を見させていただければと考えております。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

そういう報道を見ていると、ガソリン需要がなくなってガソリンスタンドがなくなるんじゃないかというところまで話がいつているものもあります。そうすると、ガソリン車に乗っている自分としては非常に残念だなと。石油からコンビナート、日本で初めてできたこの一帯のガソリンスタンドも閉鎖していつているという話も出ていますし、ガソリンスタンドがなくなってしまった市町もあるという報道も出ていますので、そういうところでどうなっていくんだろうというのはありますけども、せつかくですからこの急速充電設備をつけてもらって、大竹市内の近隣でちょっとした移動で使われる電気自動車というものもあると思います。そういう方が市役所くらいだったら充電できるし行けるよというあたりで、利便性を高められるんじゃないかなと思いますので、検討だけでもお願いします。

終わります。

○西村委員長 それでは、通告を受けた質疑は以上となります。

他に、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔説明員交代〕

○西村委員長 続きまして、日程第4、議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いをいたします。

はい、総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第95号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いをいたします。

はい、総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

はい、小中委員。

○小中委員 これも発言通告書で、指定管理の期間が3年から1年になる理由についてを伺おうと思ったんですが、本会議でその説明がありましたので、それに関連というか分かれば結構ですのでお伺ひしたいんですが、例えば隣の山口県みたいに、方向としては県域統合JAになる方向と見てよろしいんでしょうか。

それと、それがそういうJAの広域合併があつたら1年かそこらでなりそうだという想定の下に、指定管理の期間を1年にしていると理解してよろしいのでしょうか。

よろしくお願ひします。

○西村委員長 はい、課長どうぞ。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 JAにおきましては、平成30年12月に行われた第28回JA広島県大会において、合併構想の実現が決議されております。現在は、令和4年4月1日以降の県域統合JAに向けて動かれていふこととございます。

また、その部分を受けて、今回の指定管理の申請のほうも、一年間という形で提出もされております。

以上です。

○西村委員長 小中委員。

○小中委員 答弁ありがとうございました。分かりました。

○西村委員長 それでは、他に質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 すみません、通告を出しているものに関しては本会議場で理由の説明をいただきましたし、同僚議員からも今ありましたので結構なんですけど、県域統合JAになって方向性が見えた後に、やっぱりマロンの里というのは大竹市の中でも特産品を扱ってるところですし、安定的にどんどん盛り上げていってほしいなと思うんですが、また、指定管理の期間を3年だったり5年だったりでお願いするつもりではおられますか。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今、委員がおっしゃいましたように今回は管理期間を1年ですけども、今後につきましては、大竹市マロンの里設置及び管理条例では、指定管理者が管理する期間は3年以内とする。とあるため、3年に向けての協議とかをしていきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

今、JAと聞くと、廿日市市のJA広島総合病院の向かいに大きいのができましたよね。あれを見るといいなと、JAさんがやってくれるとこういことができるんだなと、ああいうノウハウもお持ちだと思いますので、ぜひとも安定的に栗谷地区を盛り上げていけたらなと思いますんで、今後方向が決まり次第しっかりと協議のほうをよろしくお願ひします。

終わります。

○西村委員長 それでは、通告を受けた質疑は以上となります。

他に、質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで委員長を交代いたします。

○山崎副委員長 それでは、大竹市議会委員会条例第17条の規定によりまして、西村委員長

が退席しております。副委員長が議事の進行を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは日程第6、議案第94号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございません。よろしくお願いいたします。

○山崎副委員長 それでは、これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎副委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎副委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくおまちください。

〔説明員交代〕

○西村委員長 それでは、続きまして日程第7、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いをいたします。

総務部長。

○中村総務部長 議案第96号のうち、各種証明書コンビニ等交付システム構築業務委託料につきまして、補足説明のほうを市民生活部より行わせていただきます。

○西村委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 40ページにございます、各種証明書コンビニ等交付システム構築業務委託料についてでございます。

本事業は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等に設置してありますマルチコピー機から、住民票等の証明書を取得できるようにするためのシステム構築委託料になります。コンビニエンスストア等で証明書が交付できるようになるのは、令和4年3月を予定しておりますので、34ページには繰越明許費ということで計上しております。

コンビニ交付により、印鑑登録証明書や住民票関係の証明書だけでなく、戸籍関係書類や所得課税証明書も取得できるようになりますので、時間や地域性、交付実績などを考えながら、窓口サービスの見直しについても合わせて考えてまいります。

以上で、各種証明書コンビニ等交付システム構築業務委託料の補足説明を終わります。

○西村委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 お願いします。

先ほど補足説明をいただきました戸籍住民基本台帳費なんですが、3月定例会で一般質問したときにコンビニ等交付できませんかと聞いて、コストパフォーマンスが悪いので考えていませんという御答弁をいただいております。まだまだ遠いなと思っていたらこの補正で、連絡をいただいてびっくりしました。そして、ありがとうございます。

これ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものを当てられていると思うんですが、一般質問のときに御答弁いただいた内容で、初期投資が非常にかかると言われていました。確かにこれを見ると、約3,300万円かかっていますんで、かなりの初期投資がかかっています。

これを導入された理由と、いつから業者と検討されていたのかというところ、あと、何が発行できるのかというのは今部長に言っていただいたので、もう少し詳しく分かれば教えてください。

まずそこからお願いします。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 市民税務課戸籍住民係佐伯です。御質問ありがとうございます。

まず、いつから検討していたのかという部分につきましては本当に急でございます。新型コロナウイルスの関係のお金の話が出て、そのときにどうだろうかと状況的にも密を避けるとか、役所に来ていただかなくてもできるようになるということもありましたので、夏頃というか本当にこの数カ月前に検討を始めまして、そのときに業者のほうに見積りを依頼をしていただいたところです。

それから導入の理由というのは、主には財源として使えるものがあるということと、あと一つはマイナンバーカードの取得が非常に伸びておりまして、3月定例会で御質問いただいたときには非常にまだ取得率が低かったのですが、そのときから比べて非常に伸びております。

この4月から11月末までの数字が出たんですけれども、申請のほうがもう2,700件ぐらい増えておりまして、3月末時点から比べたら1.5倍に伸びております。今後もマイナンバーカードとか健康保険証の利用ということで、マイナンバーカードの取得が増えるという見込みも非常に見えてきましたので、その数が伸びていることと新型コロナウイルスのお金があるということの両方の理由から、今回導入ということに踏み切りました。

そして、この証明で発行できる証明書の種類なんですけど、具体的に言いますと住民票の謄本・抄本、それから住民票記載事項証明書、あと、戸籍でいいますと戸籍の謄本・抄本、それから戸籍に附票とって住所が載っているものがあるんですけど、戸籍の附票、それから所得課税証明書、あと印鑑登録証明書、そのようなものが発行できるようになります。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

卵が先か、鶏が先かという話で、多分おいしいものがあったから発行されて増えたんだらうと思います。非常にうれしいんですけども、あと非常にうれしい話をついでに。

窓口でマイナンバーカードを発行される方にお話を聞いたりして、非常に丁寧に対応をいただいたと、あとマイナポイントを付与するためのマイキーIDの設定の支援、そちらも難しそうの方にはしていただいて、若い方にはスマホを持っていますかと案内を渡されて、できますよということであれば、その場でお渡しをして、密を避けるといったすごく適切な対応をされているというのはいろんな方から聞きましたし、窓口業務が大変な中でしっかりやっていただいてありがとうございます。

それで導入費用はいいんですけど、ランニングコストも一般質問をしたときにネックであると言われていました。このランニングコストをどこで回収するのか、ランニングコストの部分が発行したときの手数料に上乗せされると、面白くないなというところがあります。そのあたりはいかがですか。

○西村委員長 佐伯係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 ランニングコストについての御質問なんですけど、今こちらのほうで見積りで確認している金額ですが、年間で約730万円必要になります。内訳を言いますと、導入するシステムの保守ですとかそういったベンダーへの支払いが約455万円、そして、コンビニ交付システムというのは、地方公共団体システム機構というところが主に運営をしているので、そこに支払う負担金として約220万円、それから先ほどおっしゃられたんですけど、証明書を発行するのに一通当たり117円の手数料が発生しまして、それはコンビニ事業者等に払うものなんですけれども、例えば200円の住民票を発行すると117円ほどコンビニ事業者にお支払いをする。そして、その差額が市に入ってくるという計算になります。

ランニングコストはそれなんですけど、さっき委員が御心配をされていた、コンビニ交付ではそれだけのコストがかかるので料金が変わるのかという御質問なんですけど、現在のほうでは住民票等が200円、戸籍の関係、戸籍謄本、抄本は450円なんですけど、コンビニ交付でも同じ料金で設定をしてやっていくということで、予定をしております。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。

本当に市役所や、支所に行かないと交付できなかったものが、このシステムを取り入れることで市内だけじゃなくて、市外、県外どこでも取れるようになりますので、非常にあ

りがたいなと思います。例えばさっき言いました車を買って換えましたという話をしましたが、その場で証明書が必要になってもコンビニに行けば済むという話になりますので、非常にありがたいことです。

それだけできるということは、このシステム自体はフルスペックのバージョンでできていると思います。5万人以下向けの自治体に向けて、安めの発行できるものが少なめのシステムじゃなくて、フルバージョンというところで非常にうれしいです。ただ、年間のランニングコストがかかりますので、先ほど市民生活部長からもありました窓口業務の見直し、そういうところも含めてどうしていくのかということも考えながら、財政を圧迫しないようにやっていただけたらと思います。

あと、最後の質問なんですが、この業者をお願いをしているという話だったんですけど、遅れているというのは新型コロナウイルスの理由というのは分かるんですが、基本的にこういう業者って、自治体に向けてのノウハウを持っているはずなんですね。言われたらすぐある程度できそうな気もするんですが、遅れている理由というのを聞かせてください。

○西村委員長 佐伯係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 事業が遅れているという御質問ですが、事業に着手というか事業に取り組みようと計画した段階で、既にシステムの住民票とか戸籍のシステムで、法の改正でのいろんなものが日本全国全ての市町村で改修というのが、今年度、来年度、再来年度と3年ぐらいにわたってずっとあるんですが、各ベンダーのSEがその業務にほとんど係っているという事情がありまして、私どもがコンビニ交付をやりたいと言ったときに、早くても取り組めるのが、打ち合わせに入るのが今年度ぐらいかないというお話をいただきまして、実際のSEが入るような作業は来年度にならないと難しいと、SEが確保できませんという理由として、私どももどうすることもできないものだったんですけど、遅れているというか当初から、なかなか具体的な作業に入れられないというところで取り組みが遅れていますが、打ち合わせとかそういったものには入れるということでしたので、今年度の補正に上げさせていただいて、打ち合わせを始めて事業には取り組んでいこうと考えております。

よろしくをお願いします。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 土木費のほうから、市営住宅御園団地整備事業です。これは古いほうの御園集会所の解体費用ということでよろしいのでしょうか。

それで、今、御園の隣に老人集会所が建っていますよね。それで、今の老人集会所が御園の4棟のそばのほうにありますけど、あの解体は一緒に入るとるんですけど、別なんですかね。そこだけをお願いします。

○西村委員長 讚井係長。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 都市計画課の讚井です。

御園の2号棟、3号棟の跡地でございますけれども、現状近くに市営住宅の集会所がございますまして、これが新しい集会所を建設中でございます。その隣に地元からの要望におい



て、老人集会所の移転というところがございまして、老人集会所についてはあくまで地元の建物でございまして。地元が、今であれば国道事務所からの補償によって新築の建物を建てられ、今、ほぼ完成ぐらいらしいので、既存のところも年度内には解体をするという情報を聞いているぐらいでございまして。これ、地元の事業でございまして。老人集会所は地元で、市営住宅の集会所は都市計画課がやっています。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 地元ということなのですが、これは今の集会所もですが、新しいのが建っていますよね。これは2号棟、3号棟の解体のときに、多分100分の100で国交省の補償みたいな感じだったと思うんですが、今回建っている集会所というのは650万円の解体費用、この財源は市営住宅基金繰入金になっておるんですが、その国交省との関係はどうなるんですかね、教えてください。

○西村委員長 讚井係長。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 財源でございましてけれども、このたびの解体費用についてもなんですが、その前の新しく移転する集会所の事業なんですけど、これは基本的には基金という形で、御園全体の事業について全てのものが市営住宅基金のほうに入っております。その基金から繰り出してやっていると。

実際に現状の集会所の契約については、今しているんですけども、一般補償という形で、現状今年が7割、来年度は残りの3割、解体をして土地を向こうに引渡しをしたら入ってくるという予定になっております。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、今年度が7割で来年度3割と聞いたんですが、要するに10割ということによろしいんですか。

○西村委員長 讚井係長。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 すみません、説明が不足していました。申し訳ございません。

補償については、例えば今の集会所に関しましては、集会所の土地の費用とそれから土地の売払い収入と建物については物件補償という形になります。建物の補償は一般補償という形で100%というのはございまして、基本的には国交省の計算によるもので、物件の補償費に対して減価償却分とか経年劣化分については落とされて補償が入ってくるという形になりますので、今つくられている事業費が全部入ってくるというわけではございません。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、通告のとおり晴海臨海公園整備事業と感染症対策支援事業について伺います。

まず、晴海臨海公園整備事業のほうなんですけど、私の理解が浅くてこんがらがっているところがあるんですが、この西側園路等整備工事、これは計画そのものはまだいきているということでもよかったですよね。理由があって今年度中にできないという理解でもよかったですかどうかという基本的な確認と、あと、感染症対策支援事業は、それぞれの事業者や施設などが工夫して努力してやったださっているんですが、市のほうからお願いしている指定管理の対象の施設、先ほどもマロンの里とか三倉岳県立自然公園休憩所のほうとか四国銀行とかありましたけれども、そういったところに対して何かこちらから支給するとかそういった配慮というのはされましたか。

お願いします。

○西村委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 一点目の晴海臨海公園の補正の関係でございます。公園の西側に面する方の環境の変化を危惧されておられまして、なかなか事業に御理解いただけないということで、工事の発注が遅れております。

当該年度、当事業も再編交付金事業を活用するというところで、繰り越しが難しいということがございますので、今年計画しておりました事業については来年度取り組みたいと考えておられまして、来年度予算に向けて今調整しているところでございます。

計画がなくなったということではございません。よろしく申し上げます。

○西村委員長 よろしいですか。感染症対策の御答弁もお願いしたいと思うんですが。

健康福祉部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 まず、この補正予算で組ませていただいたのは、医療機関及び歯科の関係で感染症対策の最前線におられるところで、予防等についてお願いしたいということがありまして、国庫補助金等を活用してお願いするというものでございます。

そのためには各施設がいろいろございますので、例えば他に集会所で機能を要するところであるとかということについてはなかなか難しいかなというのがあるんですけど、ゆうあいの里につきましては、当初マスクの提供をするであるとかそういったことはさせていただいております。それから、独自で面会をお断りするとか、そういったことでやっておられるということもございます。また、指定管理費の中で、ある程度新型コロナウイルス対策の諸経費については事務経費等も含まれておりますので、それについてはそれに対応していただいているということもございます。

さらに、ゆうあいの里の関係ではございますけれども、県のほうがPCRの関係でスクリーニングの検査をするということも、これ一般質問の中で山本委員が一部述べられていたこともあるんですけども、県からのそういった形でサポートがあるということもございまして、一概に全ての施設に対して対応するといったのは、なかなか今はやっていないという状況ではございます。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 先に感染症のほうから。

すみません、一応今年の30万円の医療機関に主に支援をしていくというところで理解、納得できるんですけども、今後、事務経費に含まれるといいながらも、やはりこちらからお願いしている以上は、今後何らかの配慮は差し上げてもいいんじゃないかなと思いました。そういったことに対しての契約っていうのがもちろん入ってないでしょうから、そのあたりは実際に管理してくださっている方々と情報交換をしながら、とにかく感染が少しでも広がらないようにというのは考えておかなければいけないので、一助になるのであれば市からも何らかの手だてが必要かなと思いますので、御配慮いただけたらと思います。

それから、晴海臨海公園整備事業のほうありがとうございます。

ということであれば心配なのが、今年は再編交付金で、来年のお金はどこから持ってくるのかというすごくシンプルなところなんです。逆に言えば、この健やか安心基金のほうは来年度これだけ積む予定、あらかじめそういう予定だったのかという、この交付金の分配の仕方というところがどれだけ市のほうで思いどおりにしているのかというところなんですよね。

要は、中長期いろんな計画で充てようとしていた事業っていうのが、今回減額分の約5,600万円、これが丸々健やか安心基金に入ったということは、ほかの事業にとって来年度は影響が出るんじゃないかなという心配です。

晴海臨海公園整備事業の財源をどうするのかあたりも含めて、もう少し詳しくお願いします。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○山田地域介護課長 地域介護課長の山田です。

まず、感染症対策支援事業のほうですけれども、改めて事業を御説明させていただきますと、新型コロナウイルスの感染症予防対策ということで5月の臨時会のときに補正をさせていただいたもので、主な対象としては一つは地域で介護予防、それから健康づくり等を自主的にやられるグループに対して、1グループ当たり3万円を上限にマスクであるとか消毒液であるとかそういったものを購入された方に、支給をするというものです。

それから、このたびの補正にはあげておりませんが、同じ事業の中で介護事業をやっている事業所に対して、10万円を上限に同じく支給をするということで行っている事業でございます。

それで今後につきましては、指定管理者への支援という部分でいきますと、ゆうあいの里でいきますと指定管理者だから直接、支援をしているということではありませんけれども、先ほど申し上げました介護をしている事業者というところで、10万円のお金が使えるというところで、そちらを活用していただけるのかなと思っております。

当課でいきますと、あとサントピア大竹とそれからおがたピアがございますけれども、そちらにつきましては先ほど部長も申し上げましたように、基本的にはお支払いをしている指定管理料の中で、まずは融通をしていただくということかなと思いますけれども、そのための経費が莫大にかかる、どうしても負担が大きいということであれば御相談もあるかなと思っておりますが、今の時点では特段そういったお話までは伺っていないということでございます。

以上です。

○西村委員長 はい。

○建石企画財政課主幹兼財政係長 企画財政課財政係長です。

晴海臨海公園整備事業に関していえば、今回補正予算で減額をしておりますので、今年度予定どおりにいかなかったというのは間違いのないところです。

今後のことなんですけれども、計画自体は来年度以降も引き続き行っていきたいと思っておりますが、再編交付金は御存じのとおり令和3年度で終了ということになっております。令和3年度が最終年ですので金額も下がりますし、それ以降の令和4年度がゼロになるということを踏まえて、晴海臨海公園に限らず大竹市はこれまで再編交付金事業を活用して、様々なハード事業、ソフト事業をやっておりましたので考えていかなければならない、現段階ではそういう状況です。

今回健やか安心基金に積み立てたのが、令和3年度で終了するというのもう以前から分かっておりましたので、近年計画的に基金への積立事業を行っております。再編交付金がゼロになった段階でソフト事業を全てやめるというのがなかなか難しいので、少しでも長くできるようにというので、計画的に基金の積立てを行っております。

今回12月補正で工事を落としました。先ほど都市計画課長のほうからありましたように、再編交付金は繰り越しというのが極めて難しいというのを、常々聞かされております。なので、これを落とすものに見合った工事費を上げる、3か月で終わるものを上げるというのはとても困難ですので、基金に積立てるというかたちにしております。

今回積立てをしますので、その分健やか安心基金に関していえば、枯渇する年度が幾らか先に延びる、長く事業を続けることができると考えています。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 はい、ありがとうございました。

財政のほう、いろいろ工夫してやりくりしてくださっているんだなというのは、すごく伝わってきます。いろんな計画を楽しみにしてらっしゃる市民の方も大勢いらっしゃいますので、できるだけ円滑に進むように工夫を継続してお願いいたします。どうしてもできないときもあるかもしれませんが、できる限りスムーズにお願いします。

感染症対策のほう、ありがとうございます。私もよく理解をしていなかったところがあったので、とんちんかんな部分がありましたけれども、少しでも感染症が広がらないような、そういったところでお金の出どころはともかく、いろいろ目を配ってあげたらいいかなと思います。引き続きよろしくお願いします。

終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山崎副委員長。

○山崎委員 通告を晴海臨海公園はしました。それで通告してなかったんですが、先ほどの小田上委員のおっしゃいました、コンビニ等交付金システム構築業務委託料の件でございますが、これは何社と提携をされるのかということ伺いたいんですが、大体周辺に、私

が思い当たるだけでも4社ぐらいのチェーン店があると思うんです。そういった中で何社とやられるのがこの経費なのか、あるいは1社だけで今いわれた約730万円とか約220万円という経費があるのか、例えばこれを2社にするとこの倍のものが要るのか、あるいは1社でチェーン店は全部共通でできるのか、そういったところをお伺いしたいのが1点。

それから、学校管理費の中に小規模工事というのが少額ではあるんですが、この工事についてお伺いしておきます。

先ほどの晴海臨海公園整備事業、寺岡委員がおっしゃいました部分ですが、地元とのいろいろな協議が進まなかったということで来年度に持ち越したいということでもあります。そもそも地元の皆さんの素朴な意見として、あそこにあるカイツカイブキを取ってもらうと強風にさらされるというのが1点、それから公園で遊ばれる子供たちの声が住宅街に入ってくるというのが2点、それから景観を損ねるとというのが3点、それから現地は産業廃棄物で埋め立てられたものでありますから、今後どういう事態が起こるか分からないときに、あのカイツカイブキがかなり役割を果たすんじゃないかという素朴な意見で、仮に私の住宅があつても私も反対すると思うんですね。

そういったことから考えると、もう少し住民の意向を聞けるような遮蔽物とか、あるいは景観を損ねないようなものとかいう工事の仕方というのは考えられんのかなと思うんです。現在伺いましたところでは、何か金網みたいなフェンスをつけられるというような話を伺ったんですが、カイツカイブキの果たす役割とフェンスの果たす役割というのは、人間に対してはかなり負担といいましょうかあると思うんですね。そういったことについて、この問題については今後もう少し地元としっかり検討をしながら、納得してもらえるようなものにつくり変えていくという方向というのは、考えられんのかどうかということが伺いたい。

以上3点ですが、よろしくお願ひします。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 コンビニ等交付システム構築事業の質問についてお答えいたします。

御質問の意味は、いろんなコンビニがあるのでどのような事業者と契約をするのかということだと思いますが、例えば大竹市内でいえばセブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど3種類コンビニがあつたりということがありますがけれども、コンビニ交付の事業におきましては、各市町が一つ一つの事業者と契約するというやり方を取っていないくて、地方公共団体システム機構というところがありまして、そこがコンビニの事業者ですとかスーパーとかもやっているんですけれども、そういった事業者と地方公共団体システム機構が全て契約をしております、市は地方公共団体システム機構と契約をすることで、あとは各市町の選択になるんですけれども、全ての事業者で使えるようなシステムにしたいということで大竹市は希望をしておりますので、今出している予算あとランニングコストは、今日本全国で使っているおおよそ全ての事業者での交付が可能になるという方向で出した予算になっております。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 教育委員会総務学事課教育総務係長瀬川と申します。

御質問をいただきました、中学校管理運営事業の補正について説明させていただきます。

小規模工事ということで補正させていただいていますが、内容としましては、大竹中学校体育館の自動火災報知設備の改修に必要な予算ということになります。消防法の規定による消防用設備等の点検あるいは建築基準法の規定による防火設備の点検におきまして、指摘を受けた設備につきましては早急に改修する必要があるということで取り組んでいるところですが、今年度計上をしている予算内では執行ができないという見込みになりましたので、このたび95万3,000円を計上させていただいているものになります。

以上です。

○西村委員長 はい。都市計画課長。

○山田都市計画課長 晴海臨海公園整備事業の件でございます。

先ほど御説明しましたが、山崎委員がおっしゃるように、地元の方に2回ぐらい説明会等を開催させていただいたところでございます。地元の皆さんは、今まであったカイツカイブキがなくなると、強風があつたり音が大きく聞こえるようになったり、景観も今よりは少し落ちるんじゃないか、緑がなくなるんじゃないかということ、それから産業廃棄物のところはあまり強く言われたことはなかったと思うんですが、その辺を懸念されているということはお伺いして、山崎委員からも言われたように確認しております。

当課としましては、説明会でも説明したんですが、代替機能の確保ですとか景観も新たにまた作り直すとかそういった話はしたんですが、現在ではとにかくカイツカイブキを何とか残していただきたいということをおっしゃられます。

当課としましても、公園施設の充実には欠かせない案件でございますので、引き続き御理解いただけるように努力していきたいとは思っているところでございます。具体的な話をもう少ししていかなければいけないという認識は、十分持っているところでございます。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 コンビニ、あるいは小規模工事は分かりました。

それで晴海臨海公園ですが、先ほど災害機能の確保というお話をされたんですが、むしろカイツカイブキを取ることによってどう災害が回避できるのかと言われると、私はむしろ災害回避にはならん。むしろ災害を拡大する方面にしかならないというふうにはしか考えんですが、結局側溝を付けたらあるいは道路、歩道を整備したりということのようですが、別にそれは方法としてはカイツカイブキを残したからできんということではないと思うんです。素朴に受けとるのに、あそこの周辺に住んでらっしゃったら、恐らく10人が10人反対すると思うんですよ。それぐらいあのカイツカイブキというのは役割を果たしておると思うんです。

例えば公園機能から見ると、あの広大な公園に日々の疲れを癒やそうとか昨日もたくさんの人、子供たちが集まっていました。たくさんおってじゃのう、200人といわんおって

やのうと思って私は見たんでありますが、そういった関係で見ると、日々の疲れを癒やしたりストレスを癒やしたりというような形であそこの公園に行くわけです。行ったときにあそこにカイツカイブキがあるということは、非常に心を癒やすためには必要なことだろうと思います。

三菱ケミカル側を見れば工場、宮島側を見れば海、そして、ショッピングセンターがあって住宅街のほうにカイツカイブキで遮断されておるということで、非常にあの公園は現在よい環境だと思うんであります。これ地元住民だけでなく、ほかの地域からも何であのカイツカイブキを切るんやと、せっかくあそこまで大きくなったものを切って税金の無駄遣いやないかと、こういった批判もあります。

そういったことから考えても、確かにあのカイツカイブキは茂っておりますから、若干垂れ下がったりあるいは公園側に入ったりして、見苦しい部分もあります。しかしそれは、間引きを入れるなり手を加えるなりで私は解決すると思うんであります。

そういった意味でいうと、住民から木を大きくしといてから切るというのは税金の無駄遣いじゃないような批判を受けんようなことを、私は考えるべきだと思うんです。あの公園に、あそこにカイツカイブキがあることが、あの公園の役割として非常に高いもんがあると思うんです。あれを取っ払って金網のフェンスだけにした場合を考えて想像したときに、私はそんなことはすべきじゃないと思うんですが、そういったことへの考えを少し行政としてはどう考えてらっしゃるかを聞かせていただきたいんですが、よろしく願います。

○西村委員長 市長。

○入山市長 晴海地区に住んでいる一人として、今までもあのカイツカイブキを早くのけてほしいという住民の方がたくさんいらっしゃいました。確かに一部の方が反対をされて、防風林の役割がなくなる、砂が飛んでくる、確かに過去産業廃棄物の処分場であったときには、発生汚泥とかフライアッシュとかいろんなものが飛んできて迷惑を被りました。しかし、今は草が生えてきましてほとんど砂も飛んできません。それから子供たちの声が聞こえるということ、多くの住民の皆さんは子供たちの声が聞こえて楽しいねという評価をされていらっしゃいます。

今、あのカイツカイブキを何とかのけてほしいということをよくおっしゃられる多くの皆さん方は、まず、阿多田島の港へ行く港の交差点のところの横断歩道が非常に危ない、何とかあの横断歩道を別の場所に移しながら歩道をつけてほしいということ、それからカイツカイブキが茂ってきて、何とか景観のいい公園にしてほしいということ、鬱蒼として朝散歩しても朝日まで拝めない大変暗い感じがする、それからもう一点は公園内の動きが全然外から見えないので、非常に防犯上も問題がある。今まで自分自身も警戒した中で、毎日散歩する中で3件ほど中でトラブルが起こったときに、こちらから声もかけられないという状況があったのも確かでございます。

そういう意味で、いろんな御意見がある中で物事を決めていくことで、今住民の皆さん方に御意見をお聞きしているところでございます。反対される方々の声の大きいと隣近所でございます。早くのけてほしいと言われた多くの皆さん方は、声を潜めてもう何にもも

のをおっしゃらないという状況が出ているということも、ぜひ御理解いただきたい。

そして、あの公園はイチョウや桜を植えさせていただいて、大変景観のいいものになってまいりました。カイツカイブキがもしなくなってきた、あそこに新しいすばらしい花の咲く並木道ができたときには、広島県中からももっと多くの方が来られるんじゃないかと、これは私の個人的な感想でございますが、もっと魅力のあるものになってくると、それからほこりが出るとかいう心配があることにつきましても、十分に歩道、それから住宅の近くのところには今計画しておりますのは、ほとんど舗装状態で駐車場等が計画されておりますので、それほど大きな心配がない計画にされていると私も理解しておりますので、今から十分に住民の皆さん方と話をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

それから防風林の効果ということで、カイツカイブキがあることによって防風林の効果がそれほどあるとは思えません。台風時にあの場所は、風は東からの風が吹いてまいりません。東からの風は台風時にそれほど大きな風にならないということで、そのことも過去のデータで担当部署で調べさせていただいておりますので、防風林のことについてもそれほど危惧することはなかろうかと考えております。

そういう状況の中で十分住民の皆さん方と話をしながら、よい公園になるように計画を進めてまいりたいと思います。

まず、第一には防犯的な問題、それから交通安全の問題、その辺も十分検討しながら進めたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 物は考えようと見方がいろいろあるもんだなと思って、私も市長の話を聞きながらああ、そういう考え方もあるんかと思ったんでありますが、公園の中に草が生えとることは決して土が飛ばんようになったけええという、そういう評価をされること自体がおかしい。公園でありますから草が生えちゃ具合が悪いんでありまして、横断歩道の件については、横断歩道を移動するなり工夫をすれば済むことでありまして、先ほど風のことを言われましたが、四国と九州の間から入ってくる風がずっと一定宮浜の温泉の下へ吹きつけて、あの辺が一番被害が起こるんです。そういった意味から言ったら、この防風林といいましょうかカイツカイブキが風を止める役割というのは非常に大きいと思うんです。

そういったことから、物の見方というのはいろいろあるなと思いました。何せ地元の住民が納得するというのが一番だと思いますので、市長が言われるようにしっかりと地元の皆さんと引き続き協議をしてさせていただいて、それから地元以外からも、このカイツカイブキについては切るということについて非常に批判があります。

私たち今年議会報告会をおがたピアで開いたときにも、地元の住民のみならずほかの地域の方からも、せっかく大きくなったカイツカイブキを切るのはおかしいじゃろうという提案もありました。ですから、決して地元住民だけの声じゃないということも伝えておきたいんであります。

一番いいのは、地元の住民の皆さんが納得した中で解決するというところでありますが、市長が先ほどみんながとってくれというのに、2、3人の声の大きい人が言うたら、とってくれ言うた人が声をこもうなって言わんようになったということでもあります、私も地



元に行って聞いてみました。そしたらそういうことはないよと。確かに2人かぐらいはあったけど、それはその人からいうたら利害関係があった人らがそういう発言をしたんじゃないかと、私らがそげなことは言わんとってくれというたら、その人らは黙ったよねという発言をされました。

そういったことから、もっとしっかり行政として住民の意見も聞きましょうよ。住民の声を聞きながら進めていただきたいということをお願いして、質問にはならんかんも分かりませんが、今後どういった方向で進められようとするのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

○西村委員長 はい、市長。

○入山市長 先ほども申しましたように、皆さん方の御意見を幅広くお聞きした中で、あの公園が本当に広島県一の公園だなと皆さんが思うほど景観もすばらしい、そして、景色もすばらしいまた利用価値も非常にある、その上に周りの皆さん方にも御迷惑をおかけしない、そういうすばらしい公園になるようなことを企画していくということ、新しく遊具ができてたくさんの方が来てくださっております。

幅広くさらに多くの皆さん方がこの大竹市に来てくださって、交流の人口も増える、そして、大竹市民も楽しく遊べるというようなすばらしい公園にするために、今、担当部署でいろんな企画をしてくれておりますので、そのことは進めてまいりたいと思いますので、1年、2年先のことではなく、10年、20年、50年先にも、本当にすばらしい公園だなと褒めてもらえるようなものにしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○西村委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 道路橋りょう費のところの恵川橋歩道整備工事で少しお話を伺いたいんですけど、今回2回の入札不調ということでお聞きしたんですけど、これ1回目の入札と2回目の入札で仕様とか入札で変えた部分というのはどこの部分だったんですか。1回目と2回目を全く同じ仕様で入札したというのは考えられないので、そこを教えてください。

○西村委員長 小田監理課長。

○小田監理課長 まず、入札を2回しております。仕様の関係でございますが、1回目と2回目につきましては特に仕様等は変えておりません。

1回目につきましては、入札の方法を指名競争入札という形でさせていただきましたが、2回目につきましては一般競争入札という形で、事業者の範囲を広げるような形で入札のほうを実施しております。両方ともなかなかうまいこといかなかったというのが現状でございます。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。

最初を指名競争入札にして、次を一般競争入札にして仕様の条件は変えていないということなんですけど、応札する業者は、指名に応札しようと思ったらコピー代もかかりますし、それなりの金額も見積りをするのにかかりますので、今回全く同じで指名競争入札、一般競争入札するというのも失礼かなと思うんです。少しは仕様を変えてみたり何かそういう方法を取ってあげると、全く同じで入札する人が多くなるのでそれはそれでいいやというようなことではよくないと思います。

この補正を出して3回目をするんですけど、これはそのままの金額ですか。仕様変更での入札方法というのは考えたことはないんですか。

○西村委員長 はい、土木課長。

○廻本土木課長 今回の御質問の分ですが、土木工事の橋梁について意匠というので、よくある建築等で外壁やらの種類を変えることになると思うんですが、橋梁の土木のほうにおいてその材質、例えば鉄からアルミに変えたりということは考えられないと思っています。

ですから、今回意匠という部分については変更は全く考えていません。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。

道路橋梁はスピード感をもって今後直していかないといけないと思うんですけど、こういうことになるとスピード感も全くないということになるんで、そこのところはなるべく早く入札してもらいまして、工事に取りかかっていたらと思います。

今回補正の額がすごく多いんです。当初入札の金額と比べて増額して、それで合計して4,500万円の入札金額になるんでしょうけど、当初の概算とあまりにも差が開き過ぎているんじゃないんでしょうか。もう少し概算の方法も考えて指名業者等にもしてもらわないと、指名業者ももう何回も何回もそういう、動いたから入札できなかったや、うちはそれでは入れんよということになりますんで、それをもう少し考えていただきたいと思います。

概算のほうは、なぜこんなに概算が変わったのか、新型コロナウイルスのこともあるのか、そこのところを最後に教えてください。

○西村委員長 廻本土木課長。

○廻本土木課長 まず、この恵川橋歩道整備工事なんですけど、もともと平成30年度に当初予算に計上させていただいています。その後、平成30年度の豪雨災害がありまして、平成30年から平成31年度へ繰り越しをさせていただいた事業です。ただし、平成31年度には今現場のほう御存じとは思いますが、橋台工のみを工事をさせていただいた状況です。それを合わせて、令和2年度に上部工の工事を予算計上させていただきました。

もともとはその工事費の予算計上の仕方なんですけど、平成29年度に業務委託をかけるさせていただきました。設計の数量それを基に平成30年度予算の概算要求をさせていただいて、残りが平成31年度の橋台工の工事費を差し引いた形の残りで、当初令和2年度の予算を組まさせていただきました。ただし、この積算の工事、実際に工事発注に行う場合には公共積算システム、公共積算という形で、広島県など市場に出ている単価を用いて予算組みをさせていただきました。それでやった場合に、当初予算より6月に一旦増額の補正をさせ

ていただいた金額が650万円ありますが、それで入札にかけさせていただきました。

ただ、それに入札をしたんですが、先ほど答弁ありましたが入札不調という形になりまして、今後その予算がかなり開きがあるという業者の聞き取りもありました中で、再度見積りを業者のほうにいただいたところがあります。その見積りの中で今回の歩道橋、幅が2メートル、延長32メートルの歩道橋になるんですが、特段変わったところや高度な技術ということはないんですが、あまりにも通常の橋梁が長い橋と同等の細かい材料というのが、要は通常の橋梁が長ければ長いなりの手間がかかるんですが、短いものに対してもそれなりの、また、今度は長い橋よりまだ手間がかかるということの中で見積りをいただいた中、今の1,350万円くらい差があったという形で今回補正予算を計上させていただいている状況です。

以上です。

○西村委員長 よろしいですね。

それでは、他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。

11時45分 閉会